内部通報規程

（目　的）

第１条 本規程は、一般社団法人子育てネットワーク縁側 moyai（以下「当法人」という。）における、 不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び当法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条 本規程は、当法人の理事及び社員に対して適用する。

（窓　口）

第３条 当法人は、内部通報のため、内部窓口及び外部窓口を次のとおり設置する。

1. 内部窓口は、当法人内に設置し、コンプライアンス責任者が内部通報窓口担当者
（以下「窓口担当者」という。）となる。
2. 外部窓口は、（）の内部通報制度を活用する。

（内部通報の方法）

第４条　内部通報の方法は、電話、電子メール、郵便、書面、面談とする。

２　通報者は、誠意を持って客観的で合理的な根拠に基づく通報を行うものとし、その場合には内部通報をしたことによる不利益を受けることはない。

３　通報者は、虚偽又は当法人やその関係者らを誹謗中傷する内容その他の虚偽又は不正の認識のもとに内部通報を行ってはならない。

（調　査）

第５条　通報された事項に関する事実関係の調査は、窓口担当者が行う。

２　窓口担当者は、必要に応じて、外部機関等と連携して、事案の性質に配慮した事実関係の
調査を行う。

３　内部通報の内容に特別の利害関係を有する理事及び社員は、調査に加わることができない
ものとする。

４　理事及び社員は、窓口担当者による事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、
協力しなければならない。

５　窓口担当者は、通報者及び調査に協力した者（以下「通報者等」という。）の秘密を守るため、通報者等が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

（是正措置等）

第６条　調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当法人はすみやかに是正措置及び
再発防止措置を講じなければならない。

（通報者の保護等）

第７条　当法人は、通報者等が通報及び調査に協力したことを理由として、通報者に対して解任その他いかなる不利益取扱いをしてはならない。

２　当法人は、通報者等が通報及び調査に協力したことを理由として、通報者等の活動環境が
悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。

（個人情報の保護）

第８条　当法人は、通報された内容及び調査等で得られた個人情報を開示してはならない。

（通　知）

第９条　当法人は、通報者に対して調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報が匿名でなされたものである場合は除く。

（改　廃）

第１０条　本規程の改廃は、社員総会の決議による。

附　則

本規程は、令和5年4月1日から施行する。